

吹田民主商工会

いんふおめしよん



TEL (06) 6383 - 2211
FAX (06) 6382 - 8190
<http://www.suita-minsyou.com>
main@suita-minsyou.com

「取引法」へ改正

フリー・ランス新法と連携し不公正取引是正へ

大阪商工団体連合会は12月4日、会員を対象とした学習会を開催し、来年1月に施行される「中小受託取引適正化法（略称：取引法）」と、施行から1年を迎えた「フリー・ランス新法」について学んだ。講師はきづがわ共

同法律事務所の弁護士・島袋博之氏。中小業者やフリー・ランスを取り巻く取引環境の変化と法制度

の活用によるトラブル予防について、実務的な視点から詳しい解説が行われた。

より多くの中小企業が保護対象となる。また、手形払いの原則禁止と、コスト上昇時の価格転嫁協議を怠る代金決定の禁止という二つの新たな禁止行為が盛り込まれた。島袋氏は「インフレや原材料費高騰が続く中、価格交渉のルールが明確化された意義は大きい」と強調した。

違反行為に対しても、公正取引委員会が指導・勧告を行う体制が整っており、すでに大手企業への勧告事例も出ている。中小業者やフリーランスは、「下請け駆け込み寺」や「フリー・ラントラブル110番」などの相談窓口を活用し、早期対応を心がけることが重要だと締めくくった。

商工新聞のお知らせ

今回の商工新聞は12月15日と22日の合併号です。次回の商工新聞は12月29日、1月5日の合併号となり、次回が年内最後の配達となります。

吹田民商SNSアカウント

吹田民商ではインスタグラムとLINE公式アカウントを運用しています。



特定扶養親族特別控除の創設

所得要件である金額を超えると63万円の控除がなくなりましたが、この特別控除の創設により対象となる子（18歳以上23歳未満）の所得金額に応じて段階的に減少しますが控除の対象とすることができるようになります。

基礎控除の引上げに合わせて配偶者控除（特別控除）や扶養控除などの対象となる親族の所得要件、勤労学生控除の所得要件が引き上げられました。

年末調整実務会
12月18日(木)13時00分
北大阪総合法律事務所の無料出張相談です。ご希望の方は事前のご連絡ください。

税金相談養成講座
12月16日(火)
12月18日(木)19時
来年の確定申告では基礎控除・扶養控除などの金額が変更されます。役員向けの学習会ですが変更点などを解説しますのでご参加ください。

自主計算パンフを活用しよう

令和7年分の所得税改正について44から45ページに掲載されていますのでお読みください。

伝言板

2026年1月に施行される「取引法」は、従来の下請け法の枠組みを引き継ぎつつ、運送業の配慮義務など、就業環境の保護にも踏み込んでいる点が特徴だと説明した。

新たに保護対象に追加。元請けの判断基準に「従業員数」が加わり、

参加者からは「価格交渉の進め方や、契約書の作成・保存の重要性がよく分かった」「自社の取引が新法の対象になるか確認したい」といった声が上がった。島袋氏は「書面の交付と保存は、万一の紛争時における重要な証拠となる」と述べ、日常業務における記録の